

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員となる資格を有する者として専門職大学の前期課程の修了者を追加するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「履修して」を「修めて」に改め、「卒業した者」の次に「（これらの学科又は課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第7号及び第8号中「履修して」を「修めて」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第11号 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、法令に基づく研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) - (4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を<u>修めて卒業した者</u> <u>(これらの学科又は課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を<u>修めて卒業した者</u></p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を<u>修めて卒業した者</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、法令に基づく研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) - (4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を<u>履修して卒業した者</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を<u>履修して卒業した者</u></p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を<u>履修して卒業した者</u></p>

(9)・(10) (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(9)・(10) (略)

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて

1 学校教育法の一部改正の概要

(1) 趣旨・背景

国は、「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務であるとしています。

このため、大学制度の新たな枠組みにより、高度な実践力と豊かな創造力を有する人材養成の強化を図ることとしています。

(2) 制度の概要

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられ、大学制度の中にこれらが位置付けられました。

ア 課程区分

専門職大学（4年制）の課程は、前期（2年又は3年）及び後期（2年又は1年）に区分する学科を設けることが制度上可能となっています。

イ 学位の授与

課程修了者には、文部科学大臣が定める学位（「学士（専門職）」又は「短期大学士（専門職）」）が授与されます。

(3) 専門職大学等の開設予定

ア 平成31年度開設予定

- (ア) 専門職大学 2校
 - ※ 医療・福祉、ファッション
- (イ) 専門職短期大学 1校
 - ※ 動物看護

イ 平成32年度開設予定（H30.10末申請）

- (ア) 専門職大学 15校
 - ※ 環境、医療・福祉、情報工学、ICT、国際貢献、看護、アニメ等
- (イ) 専門職短期大学 5校
 - ※ 環境、保育、食、観光

2 放課後児童支援員について

(1) 設置根拠

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第1項及び秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例第10条第1項

「放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。」

(2) 役割

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、家庭、地域等との連携のもと発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、その健全育成を支援する。

(3) 主な資格要件

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、法令に基づく研修(放課後児童支援員認定資格研修)を修了した者

(秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例第10条第3項)

号	資格等
1	保育士
2	社会福祉士
3	高卒者又は大学への飛び入学が認められた者等で2年以上児童福祉事業に従事したもの
4	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者<免許状は、普通免許状、特別免許状、臨時免許状。免許の更新をしていなくても、有効な教員免許状を取得した者は対象>
5	大学で社会福祉学、心理学、教育学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を 修めて卒業した者(これらの学科又は課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
6	大学で社会福祉学、心理学、教育学等を専修する学科又はこれらに相当する課程で優秀な成績で単位を修得したことにより大学院への飛び入学が認められた者
7	大学院で社会福祉学、心理学、教育学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を 修めて卒業した者
8	外国の大学で社会福祉学、心理学、教育学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を 修めて卒業した者
9	高卒者等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、放課後児童支援員として適当と認められるもの
10	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、放課後児童支援員として適当と認められるもの<中卒者>

※ 網掛け部分以外は、字句等の整理による